

○坂東市ふるさと納税返礼品開発支援補助金交付要綱

令和 5 年 3 月 2 0 日

告示第 3 8 号

改正 令和 6 年 8 月 2 2 日坂東市告示第 1 4 6 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、ふるさと納税制度を活用した地域資源のPR及び地場産業の振興に寄与することを目的とし、本市のふるさと納税返礼品協力事業者（以下「協力事業者」という。）が行う返礼品の新商品開発及び販路拡大に資する取組等に対し予算の範囲内において坂東市ふるさと納税返礼品開発支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、坂東市補助金等交付規則（平成 1 7 年坂東市規則第 2 5 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この告示において、「ふるさと納税返礼品」とは、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 3 7 条の 2 第 2 項及び地方税法第 3 1 4 条の 7 第 2 項の規定に基づく第 1 号寄附金の募集の適正な実施に係る基準並びに物品又は役務に類するもの等の基準（平成 3 1 年総務省告示第 1 7 9 号）第 5 条第 1 号から第 9 号までのいずれかに該当するもののうち、市長が認めるものをいう。

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付対象となる事業者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 協力事業者又は協力事業者となる見込みがある者であつて、市内に事業所若しくは事務所を有する法人又は個人であること。
- (2) 市税等の滞納がないこと。
- (3) 坂東市暴力団排除条例（平成 2 3 年坂東市条例第 2 0 号）に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(4) 本事業を活用して開発又は改良された商品等を坂東市ふるさと納税返礼品として登録すること。

(5) 過去に類似する事業計画に基づく本補助金の交付を受けていないこと。

(6) 国又は地方公共団体等による同様の助成金等の交付を受けていないこと。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者が行うふるさと納税返礼品の開発等に係る事業のうち、次に掲げる事業とする。

(1) ふるさと納税返礼品を新たに開発する事業

(2) 既存のふるさと納税返礼品を改良する事業

(3) その他市長が必要と認める事業

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表に定める補助対象事業の遂行に必要な経費とする。ただし、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下「消費税等仕入控除額」という。）は、補助対象経費から除くものとする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の3分の2以内の額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、30万円を限度とする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、

ふるさと納税返礼品開発支援補助金交付申請書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添えて、市長が別に定める期日までに、市長に提出しなければならない。

- （１） 事業計画書（様式第 2 号）
- （２） 事業収支予算書（様式第 3 号）
- （３） 補助対象経費に係る見積書の写し
- （４） 同意書兼誓約書（様式第 4 号）
- （５） 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
（補助金の交付の決定）

第 8 条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を適正に審査し、補助金の交付の可否を決定し、ふるさと納税返礼品開発支援補助金交付（不交付）決定通知書（様式第 5 号）により申請者に通知するものとする。

（変更申請等）

第 9 条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、その申請事項について変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、次に定めるところによるものとする。

- （１） 前条の規定による申請の内容を変更しようとするとき（軽微な変更は除く。）は、ふるさと納税返礼品開発支援補助金変更交付申請書（様式第 6 号）に市長が必要と認める書類を添えて申請し、その承認を受けなければならない。
- （２） 補助対象事業を中止し、又は廃止しようとするときは、ふるさと納税返礼品開発支援補助金事業中止（廃止）承認申請書（様式第 7 号）に市長が必要と認める書類を添えて申請し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、内容を審査し、変更等の可否を決定し、ふるさと納税返礼品開発支援補助金交付変更承認（不承認）通知書（様式第 8 号）又はふるさと納税返礼品開発支援補助金事業中

止（廃止）承認（不承認）通知書（様式第 9 号）により交付決定者に通知するものとする。

（実績報告）

第 10 条 交付決定者は、補助対象事業が完了した日の属する年度の末日までに、ふるさと納税返礼品開発支援補助金事業実績報告書（様式第 10 号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（1） 事業収支決算書

（2） 補助金により開発した返礼品又は開発した返礼品が確認できる写真等

（3） 補助対象経費の支払を証する書類の写し

（4） その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第 11 条 市長は、前条の規定による実績報告があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、ふるさと納税返礼品開発支援補助金確定通知書（様式第 11 号）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第 12 条 前条の規定による通知を受けた交付決定者が補助金の請求をしようとするときは、ふるさと納税返礼品開発支援補助金請求書（様式第 12 号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第 13 条 市長は、前条の規定による請求を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第 14 条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1） 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたと認められるとき。

- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) この告示に違反する行為があったとき。
- (4) その他市長が補助金の交付の決定を取り消すべき事由があると認めるとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合は、ふるさと納税返礼品開発支援補助金交付決定取消通知書（様式第13号）により当該交付決定者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第15条 市長は、補助金の交付決定を取り消した場合は、交付決定者にふるさと納税返礼品開発支援補助金返還通知書（様式第14号）により補助金の返還を命ずるものとする。

（財産処分の制限）

第16条 交付決定者は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、又は処分してはならない。

（関係書類の保存）

第17条 交付決定者は、補助金に係る経理について、その収支を明確にした帳簿及び証拠書類等を整備し、補助対象事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

2 市長は、前項に規定する期間内において、必要に応じ関係書類の提出を求めることができる。

（報告の徴収）

第18条 市長は、補助金の交付前後にかかわらず、必要があると認めるときは、交付決定者に対して、報告又は書類の提出を求めることができる。

2 交付決定者は、前項の規定による報告又は書類の提出を求められたときは、速やかに応じなければならない。

（その他）

第19条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定め

る。

附 則

- 1 この告示は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この告示は、令和 8 年 3 月 3 1 日限り、その効力を失う。

附 則（令和 6 年坂東市告示第 1 4 6 号）

この告示は、令和 6 年 8 月 2 2 日から施行する。

別表（第 5 条関係）

区分	補助対象経費の内容
謝礼	謝礼金（外部専門家から指導を受けた場合）
交通費	専門家等に支払う旅費又はマーケティング活動に必要な旅費
消耗品費	商品の容器若しくは包装材の購入費又は事業に必要な少額の物品の購入費
印刷費	パッケージ、シール等の印刷費
運搬費	原材料、資材等の送料
委託料	調査研究、デザイン等の委託料、商品等の外注加工費
手数料	各種許認可の取得費、成分分析・検査費用、クラウドファンディングサイト等の利用料
原材料費	新商品開発のために使用する原材料費
賃貸料	機器リース料等
機材購入費	新商品の開発又は開発した返礼品の提供に必要と認められる備品の購入に要する経費
その他	市長が必要と認める経費

年 月 日

坂東市長 様

申請者
住所（所在地）
事業者名称
代表者職氏名 ㊟

ふるさと納税返礼品開発支援補助金交付申請書

坂東市ふるさと納税返礼品開発支援補助金交付要綱第 7 条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

補助対象事業	☐ ふるさと納税返礼品を新たに開発する事業 ☐ 既存の返礼品又は役務等を改良し、ふるさと納税返礼品とする事業 ☐ その他市長が認める事業 ()
補助金交付申請額	金 円
付記事項	

- 添付書類
- (1) 事業計画書（様式第 2 号）
 - (2) 事業収支予算書（様式第 3 号）
 - (3) 補助対象経費に係る見積書の写し
 - (4) 同意書兼誓約書（様式第 4 号）
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

事業計画書

担当者名及び連絡先	担当者氏名 連絡先（電話： Mail：
事業内容及び実施方法（できるだけ詳細に記入してください。）	
事業のスケジュール	
期待される事業の効果	
事業の実施期間 （予定）	年 月 日 ～ 年 月 日
その他	

様式第 3 号（第 7 条関係）

事業収支予算書

1 収入の部

区分	予算額（円）	説明
市補助金		
自主財源		
その他		
合計		

2 支出の部

区分	予算額（円）	説明
合計		

※予算額は消費税を除いた金額を記入してください。

※区分は補助対象経費ごとに記入してください。

様式第 4 号（第 7 条関係）

誓約書兼同意書

【誓約事項】

坂東市ふるさと納税返礼品開発支援補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第 3 条に定める以下の補助対象者の要件を満たしていることを誓約します。

なお、市長が当該要綱の規定に違反すると認めた場合は、坂東市ふるさと納税返礼品開発等支援補助金の交付の決定の取消しに同意するとともに、既に交付を受けた坂東市ふるさと納税返礼品開発等支援補助金を返還することを誓約します。

【同意事項】

坂東市ふるさと納税返礼品開発支援補助金の交付を申請するに当たり、交付要綱第 3 条に定める補助対象者の資格要件の確認のため、納税状況等の必要な個人情報の確認を行うことに同意します。

記

上記に記載された誓約事項及び同意事項について承諾します。

年 月 日

坂東市長 様

住所（所在地）

事業者名称

代表者職氏名

㊞

様式第 5 号（第 8 条関係）

第 号
年 月 日

（申請者）

様

坂東市長



ふるさと納税返礼品開発支援補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった坂東市ふるさと納税返礼品開発支援補助金について、以下のとおり決定しましたので、坂東市ふるさと納税返礼品開発支援補助金交付要綱第 8 条の規定により通知します。

1 ☐ 交付 交付決定額 円

2. ☐ 不交付
（不交付の理由）

様式第 6 号（第 9 条関係）

年 月 日

坂東市長 様

申請者
住所（所在地）
事業者名称
代表者職氏名 ㊟

ふるさと納税返礼品開発支援補助金変更交付申請書

年 月 日付けで交付決定を受けたふるさと納税返礼品開発支援補助金について、坂東市ふるさと納税返礼品開発支援補助金交付要綱第 9 条第 1 項第 1 号の規定により、次のとおり事業計画の変更をしたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請いたします。

記

1 交付申請額	交付決定額	金 円
	変更交付申請額	金 円
	差引増減額	金 円
2 変更申請内容		
3 添付書類	(1) 事業実施変更計画書（別紙 1 ） (2) 事業収支変更予算書（別紙 2 ） (3) 補助対象経費に係る見積書の写し	

(別紙 1)

事業実施変更計画書

☐	担当者名及び連絡先	担当者氏名 連絡先（電話： Mail：
☐	事業内容及び実施方法（できるだけ詳細に記入してください。）	
☐	事業のスケジュール	
☐	期待される事業の効果	
☐	事業の実施期間（予定）	年 月 日 ～ 年 月 日
☐	その他	

※変更を要する項目に☑を入れること。

(別紙 2)

事業収支変更予算書

1 収入の部

区分	予算額 (円)	説明
市補助金		
自主財源		
その他		
合計		

2 支出の部

区分	予算額 (円)	説明
合計		

※予算額は消費税を除いた金額を記入してください。

※区分は補助対象経費ごとに記入してください。

様式第 7 号（第 9 条関係）

年 月 日

坂東市長 様

申請者

住所（所在地）

事業者名称

代表者職氏名 ⑩

ふるさと納税返礼品開発支援補助金事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日付けで交付決定を受けたふるさと納税返礼品開発支援補助金について、坂東市ふるさと納税返礼品開発支援補助金交付要綱第 9 条第 1 項第 2 号の規定により次のとおり事業を中止（廃止）したいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

決定を受けた 補助対象事業	☐ ふるさと納税返礼品を新たに開発する事業 ☐ 既存の返礼品又は役務等を改良し、ふるさと納税返礼品とする事業 ☐ その他市長が認める事業 ()
補助金交付 申請額	金 円
事業を中止 (廃止) する 理由	

様式第 8 号（第 9 条関係）

第 号
年 月 日

様

坂東市長



ふるさと納税返礼品開発支援補助金交付変更承認（不承認）通知書

年 月 日付、坂東市ふるさと納税返礼品開発支援補助金
交付要綱第 9 条第 2 項の規定による申請について、次のとおり決定したので
通知します。

1 審査結果 承認 ・ 不承認

2 不承認の理由（不承認の場合のみ記載）

様式第 9 号（第 9 条関係）

第 号
年 月 日

様

坂東市長



ふるさと納税返礼品開発支援補助金事業中止（廃止）承認（不承認）通知書

年 月 日付、坂東市ふるさと納税返礼品開発支援補助金
交付要綱第 9 条第 2 項の規定による申請について、次のとおり決定したので
通知します。

1 審査結果 承認 ・ 不承認

2 不承認の理由（不承認の場合のみ記載）

様式第 1 0 号（第 1 0 条関係）

年 月 日

坂東市長 様

申請者

住所（所在地）

事業者名称

代表者職氏名 ㊞

ふるさと納税返礼品開発支援補助金事業実績報告書

年 月 日付、坂東市ふるさと納税返礼品開発支援補助金交付要綱第 1 0 条の規定により交付決定のあった事業が完了したので、関係書類等を添付し、下記のとおり報告します。

記

1 交付決定額	金 円
2 事業完了日	年 月 日

添付書類等

添付書類等	添付確認
事業収支決算書（別紙）	
補助金により開発した返礼品又は開発した返礼品が確認できる写真等	
補助対象経費の支払を証する書類の写し	
その他市長が必要と認める書類	

※添付確認欄は空欄とし、その他市長が必要と認める書類については報告書提出前に事前に確認すること。

別紙（第 10 条関係）

事業収支決算書

1 収入の部

区分	予算額（円）	決算額（円）	説明
市補助金			
自主財源			
その他			
合計			

2 支出の部

区分	予算額（円）	決算額（円）	説明
合計			

※決算額は消費税を除いた金額を記入してください。

※区分は補助対象経費ごとに記入してください。

様式第 1 1 号（第 1 1 条関係）

第 号
年 月 日

（申請者）

様

坂東市長



ふるさと納税返礼品開発支援補助金確定通知書

年 月 日付、坂東市ふるさと納税返礼品開発支援補助金交付要
綱第 1 1 条の規定により提出ありました実績報告等について審査し、次のと
おり補助金額の額を決定したので通知します。

1 交付確定額 _____ 円

2 この補助金等の対象となる事業

様式第 1 2 号（第 1 2 条関係）

年 月 日

坂東市長 様

請求者（交付決定者）

住所（所在地）

事業者名称

代表者職氏名

㊞

ふるさと納税返礼品開発支援補助金請求書

坂東市ふるさと納税返礼品開発支援補助金交付要綱第 1 2 条の規定により、次のとおり請求します。

1 請求金額

¥							円
---	--	--	--	--	--	--	---

2 振込口座

金融機関 支店名			
預金種類	普通・当座・その他（ ）		
口座番号			
預金名義	フリガナ		
	口座名義人		

※口座名義は請求者（交付決定者）のものに限ります。

様式第 1 3 号（第 1 4 条関係）

第 号
年 月 日

（申請者）

様

坂東市長



ふるさと納税返礼品開発支援補助金交付決定取消通知書

年 月 日付、第 号で通知しました坂東市ふるさと納税返礼品開発支援補助金の交付決定について、坂東市ふるさと納税返礼品開発支援補助金交付要綱第 1 4 条第 2 項の規定により、以下のとおり取り消したので通知します。

記

交付決定者	
交付決定額	円
取消額	全部・一部 （ 円）
取消後の交付決定額	円
取消の理由	

様式第 1 4 号（第 1 5 条関係）

第 号
年 月 日

様

坂東市長



ふるさと納税返礼品開発支援補助金返還通知書

年 月 日付、坂東市ふるさと納税返礼品開発支援補助金交付要
綱第 1 4 条第 2 項の規定による取消決定したことに対し、第 1 5 条の規定に
より、下記のとおり返還するよう命じます。

記

1 返 還 額 _____ 円

2 返還期限 _____ 年 月 日